

第十一条第一項	一般法定機能	適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第十一条第三項	対象設備等	設備利用部門に係る建物、土地及び施設
	対象設備等	設備利用部門に係る建物、土地及び施設 接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて
第十一条第四項	第一種指定設備管理部門	設備利用部門
	第一種指定電気通信設備	設備利用部門
第十一条第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十条に規定する設備利用費
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第十二条第一項及び 第十三条第一項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務